二の規定によるしてはならない行為に関する事項並びに法第百五十一条の三の規定による委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置に関する事項」を加え、同項第六号中「法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　媒介等業務受託者　法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項及び法第百五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用した提供）

**第七条**　有料放送事業者（法第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。次項において同じ。）は、法第百五十条の二第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、国内受信者（法第百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。以下同じ。）に対し、その用いる法第百五十条の二第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定による承諾を得た有料放送事業者は、当該国内受信者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該国内受信者に対し、法第百五十条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該国内受信者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（電波法関係手数料令及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

一　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第一条第三項及び第四項

二　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第九条の表第四条第二号の項

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

**第四条**　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第三十三条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

**第五条**　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第五号中「第三十三条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ロ」に、「同項」を「同号ロ」に改める。

（消費者契約法施行令の一部改正）

**第六条**　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第一条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第四条第四号及び第五条第六号」を「第六条第四号及び第七条第六号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

# 府令

**○内閣府令第五号**

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年二月三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三十四条―第二百四十六条」を「第二百三十三条の二―第二百四十六条の七」に、「第三百二十八条」を「第三百二十九条」に改める。

第一条第三項第三十四号中「第六十三条第三項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第四項第十二号中「以下」を「第十六条の五の二第三号及び第二百三十三条の二第一項第四号を除き、以下」に改め、同項第十三号中「第五節」の下に「、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ(1)及び第二百四十一条第二項第一号ロ」を加える。

第二条中「及び第二百三十九条」を「、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十一条まで、第二百四十二条」に改め、「第二百四十三条まで」の下に「、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四及び第二百四十六条の六（特例業務届出者に係るものに限る。）」を加える。

第六条の見出し中「申請」の下に「又は届出」を加える。

第九条第二号イ中「並びに第二百八条の三十二第二号」を「、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号」に、「及び第九十一条第一項第四号」を「、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第二号」に改める。

第十三条第四号イ(3)中「並びに第二百二十三条第十号」を「、第二百二十三条第十号、第二百四十一条の二第四号並びに第二百四十六条第三号イ(1)」に改める。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

**第十六条の五の二**　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品取引業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第百二十三条第一項第三十号、第百二十五条の七第二項第二号及び第六節において同じ。）又は当該金融商品取引業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。同号及び同節において同じ。）の子会社等

二　当該金融商品取引業者が行う一の運用財産の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

三　当該金融商品取引業者が一の運用財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定